



新型コロナウイルス安全チェックリスト：パーソナルサービス

2021年3月13日の時点で

美容、ネイルサロン。マッサージ（治療、及び治療でないもの）、日焼け、入れ墨店、スパ、サウナ、公共入浴場

ビジネスを安全に運営するためになにが必要か

1. あなたのビジネスが営業可能か確認する

- クイーンズランド政府の新型コロナウイルス感染症ウェブサイト www.covid19.qld.gov.au にて、何らかの制限があなたのビジネスに適用される、またはその地方自治体に適用されるかを確認しましょう。
- もしあなたのビジネスが閉店していた場合、あなたの店舗の道具、設備が正しく動くか点検しましょう。これらは、ガス、電気、トイレ、手洗い場の設備などです。店舗の食料品や飲料が汚染されたり、消費期限が切れていないことを必ず確認しましょう。
- スタッフが必須の新型コロナウイルス感染症安全トレーニングを受けやその他の関係のあるトレーニング（食品取扱など）が最新のものであることを必ず確認しましょう。この書類のセクション2の必須のトレーニングの要件を参照ください。

2. 必須のトレーニングの要件

- 必須のトレーニング、ビジネスの開始及び再開から2週間以内に、すべての雇用者（カジュアルを含む）が受けなければなりません。また、ビジネスの開始及び再開後2週間以降に業務を始める雇用者は、クイーンズランドティフ（TAFE）（<https://tafeqld.edu.au/covid-safe>）を通して受けなければなりません。
- トレーニングの修了の記録は、保管し、コンプライアンス責任者がインスペクションに訪れ、必要な場合提示することを求められます。

3. 安全対策を推奨する

- 雇用者に対して、具合が悪い場合は家にいるように指示をし、具合が悪くなった場合には直ちに帰宅するよう指示をする。
- もし雇用者がなんらかしらの[新型コロナウイルス](#)の症状がある場合、それがどんなに軽いものでも、[検査](#)を受けなければなりません。
- もし新型コロナウイルス感染症が仕事場で確認された場合、陽性の結果受けたどの雇用者も、地元の病院及びヘルスサービスにて管理されます。陽性の結果の知らせを受けた後、ビジネスの管



理者は、必ずクイーンズランド仕事場の健康と安全に、陽性の結果が確認されたと報告しなければなりません。この報告の記録は、その報告があった日から最低5年間は記録を保持しなければなりません。

- 雇用者同士の距離を最大限に保ち、可能な限り安全で実用的で雇用者同士が濃厚接触する時間を最小限に収めるための手段を実行する。（休憩室を含む）
- カウンター裏でのプロセスを変更し（休憩室を含む）、差支えない場合、お互いが濃厚接触にならないように雇用者を制限する。雇用者に特定の作業場を割り当て、他のスペースに行く必要を最小限にしたり、時間休憩をいれて物理的距離が保てるようにする。
- それが可能で安全な場合、密接な作業を要するタスクとプロセスを見直し、雇用者同士の物理的距離が取れるような方法を見つけ変更する。
- 仕事場での新型コロナウイルスの規則について雇用者と相談する。雇用者に、仕事のタスク及び実務の変更、仕事場での適切な清掃及び殺菌の実務などを含む十分な情報、教育を提供する。
- 雇用者は定期的きちんと手を洗う機会を与えらる。またはハンドサニタイザーがすぐに使用できる状態にしておく
- 事務管理作業など対面での接触の必要がない在宅勤務な可能な雇用者に対して在宅勤務の用意を紹介する。
- 必須ではない対面での集まり、ミーティング、トレーニングをキャンセルまたは延期、または可ビデオ会議など使いましょう。

4. 掲示

- 具合が悪い場合、及び[新型コロナウイルスの症状](#)がある場合には立ち入らないよう入口に掲示をはる。
- この掲示には、ビジネスにはサービスを拒否する権利があり、[新型コロナウイルスの症状](#)がある人は、敷地を立ち去るように言う必要があると、書くべきである。
- 新型コロナウイルスのリスクを雇用者や他の人に再確認させる掲示やポスターを貼る。

5. 物理的距離

- スタッフの人数を含め、一度に最大50人までの人数の制限を含めた、敷地内の人数を制限する方法を取り入れましょう。[ビジネス、アクティビティ、事業の指導に関する規制](#)に沿った、2平方メートルにつき一人までを守りましょう。
- 可能な限り1.5メートルの物理的距離を保つ。
- 可能な限り、接触を最低限にするため、別々の出入り口を用意する。
- 物理的距離を取るために、並ぶ列や待合室に床または壁にマーク、または人と1.5メートルの距離を取る掲示を貼る。
- サービスカウンターの周辺にプレキシガラスを可能な限り設置するなど、物理的障壁を使うことを検討する。
- 待合室の座椅子をなくす、または座席の間を最低1.5メートル開ける。



- 並ぶ場所や待つ場所に、人と 1.5 メートルの距離を開けるよう床にマークまたは掲示を貼る。
- 訪問者にカードのタッチ決済、銀行振り込み、またはその他の非接触の支払い方法を促すことにより、現金による決済を制限する。
- び込みのAppointmentとカウンターでの顧客との接触を制限しオンラインや電話での予約を使用する。

6. 感染追跡と記録をつける

- 連絡先の情報は、グループから一人の顧客ではなく、**すべての顧客に必要になります。**
- 顧客に、連絡先の情報を提示することが入店の条件だと伝えましょう。
- チェックインクイーンズランドアプリ (Check-In Qld) を使用し、**電子上で**、フルネーム、メールアドレス (メールアドレスがない場合は、住所を)、電話番号、入店時間、来店時間を含めた、すべての顧客、雇用者、契約者、連絡先の情報を記録、保管を追跡調査に使用するため、**最短 30 日間及び最大 56 日間** (その他の記載がない場合) すること。
- 収集された情報は、施設が特定の日付/及びまたは時間の情報を効率よく取り出すことのできるようにして置かなければならない。(例: 1 日に 1 つのバッチ)
持続不可能な情報保管の例
 - ✖ 顧客が自主的に連絡先の情報を書き込み、スタッフからの確認がないフロントカウンターに置いてあるノートブック。
 - ✖ 永続的に机に置いてあり、ビジネスの終了時刻に集められる紙とペン。
 - ✖ ビジネスが 1 時間以内に情報の提供をする事に、少しあるいは全くコントロールすることができない第三者の携帯アプリ
- 記録は必ず新型コロナウイルス感染症の追跡調査のみに使われるようにし、機密及び厳重に記録及び保管をすること。
- もし、要求があった場合、収集した追跡調査の情報を公的衛生当局に、示された時間内に提供すること。

7. 衛生

- 顧客に期待されることをアポイントの前に説明しましょう。これらは以下を含みます。
 - 具合が悪い場合、自宅にいる。
 - 個人の連絡先を記録管理のため提供する必要がある。
 - 到着時に手洗いをする、もしくはアルコールベースのハンドサニタイザーを使用する。
 - 顧客に友人または家族をアポイントメントに連れてこないよう願います。
- 顧客とセラピストに手洗い場施設を提供する、もしくは適切なアルコールベースのハンドサニタイザー (60 パーセント以上のエタノールまたは 70 パーセントのイソプロパノールを含む) が推奨される。
- アルコールベースのハンドサニタイザー及び手洗いの場合は、需要に基づいて、定期的に確認、補充をする。
- セラピストに定期的に手を洗うことによって、良い衛生を保つように指示する。手洗いは、最低 20 から 30 秒するべきである。片手ずつ水で流す前にすべての手のエリアを石鹸で覆う。もし手



洗いが実際に行うのが難しい場合は、60 パーセント以上のエタノールまたは 70 パーセントのイソプロパノールを含むアルコールベースのハンドサニタイザーが推奨される。

- 顧客と雇用者は、施術の間裸足ではいけない。顧客は、自分の靴を使う、もしくは、ビジネスは使い捨てのスリッパを使用することを考慮する。
- セラピストが以前マスクや手袋を使用し新型コロナウイルス感染症以外（粉塵暴露吸入）のリスクを防いでいた場合、それを続けなければならない。新型コロナウイルス感染症のリスクをコントロールするため、コントロール手段の一環としてマスク及び手袋を考慮することも考えるべきである。
- 共有の設備及び道具を減らし、本や雑誌、アイパットなどを待合室から撤去する。
- 製品テスターまたはサンプルを一人以上の顧客を使うのを避けましょう。顧客は、買わない商品との必要のない接触は避けるようにしましょう。
- 共有のリフレッシュメントや給水器を提供するのは避けましょう。

8. 定期的な環境清掃と殺菌

- 高頻度で接触する場所や表面（共有の設備及び道具、エフトポスの機械（デビットカードの機械）、テーブル、カウンタートップ及びシンク、着替えエリア、トイレ及びシャワー（該当する場合のみ）を含む）を**最低 1 時間に 1 回**洗剤または消毒液を使い清掃及び殺菌する。
- 顧客が使用するすべての表面は、顧客毎に、清掃されなければなりません。顧客と顧客の間に適切な道具を使い消毒を行います。アポイントメントとアポイントメントの間に、清掃のための十分な時間をとりましょう。
- 頻繁に触られない場所は、最低一日に 1 回清掃及び片づけを行い、週に一回は消毒（殺菌）を行う。
- 消毒液は、毎日新しいものをつくるべきで、消毒液を作る際または扱う際には、手袋を着用すべきである。
- モップ及び布などを含む清掃用具は、お湯で清浄し、再使用の前に完全に乾かす。
- バケツなどの清掃用具は、再使用の前に、空にし、新しい洗剤及び/もしくは消毒液を使用し清浄し、完全に乾かす。

9. 配達者、契約者及び訪問者が敷地内に訪れる。

- 直接の配達業者、またはその他の契約者が敷地内に訪れる際には、可能な限り雇用者との物理的接触を最低限にする。
- 可能な限り、電子上の書類事務を使用する。署名が必要な場合には、電子メールでの確認を代わりに使用するまたは、配達物の写真を現場で取り、配達物の証拠とすることができないか話し合う。
- 配達車に対して、荷を降ろす場所または収集場を提供する。



10. 点検と監視

- 定期的にあなたの仕事のシステムが保健当局が提供する現在の首席医務官の規則とアドバイスに沿っているか見直しましょう。
- この署名の入ったチェックリストを、あなたの新型コロナウイルス感染症安全ビジネス (COVID Safe business) の証拠として一般に掲示しましょう。
- この署名入りのチェックリストのコピーのを保持していること。関連するコンプライアンス責任者及び施行官にこの書類を求められた時に必ず提示しなければなりません。これは、電子上のコピーを提示することも含みます。
- 常に最新の情報と追加のガイダンスを www.covid19.qld.gov.au と www.worksafe.qld.gov.au で把握しましょう。
- 仕事場での健康と安全 (WHS) に関する詳細なガイダンスは、[新型コロナウイルス感染症の中で仕事場での健康と安全：あなたの仕事場を安全で清潔で健康に保つガイド](#)にて閲覧することができます。
- ビジネスオーナーでこのチェックリスト、または新型コロナウイルス感染症産業安全プランについて質問のある人は、あなたの頂上団体または関連する政府機関にお問い合わせください。
- 雇用者で、一般的な仕事場での健康及び安全に対する苦情がある人は、クイーンランド州の仕事場での健康及び安全 (1300 362 128) までお問合せください。
- ビジネスオーナーで、新型コロナウイルスに関する仕事場での健康と安全 (WHS) に関する職務についてもっと詳しく知りたい方は、1300 005 018、またはあなたの労働組合または企業団体にお問い合わせください。
- 顧客でビジネスがこのチェックリストを順守しているか不安がある方は、134 新型コロナウイルス感染症 (13 42 68) までお問い合わせください。

このチェックリストを完成及び実行する責任者の名前:

このチェックリストにおけるビジネスの名前/所在と場所/住所:

署名と日付: